

第3図 周辺の遺跡・伝承地の位置



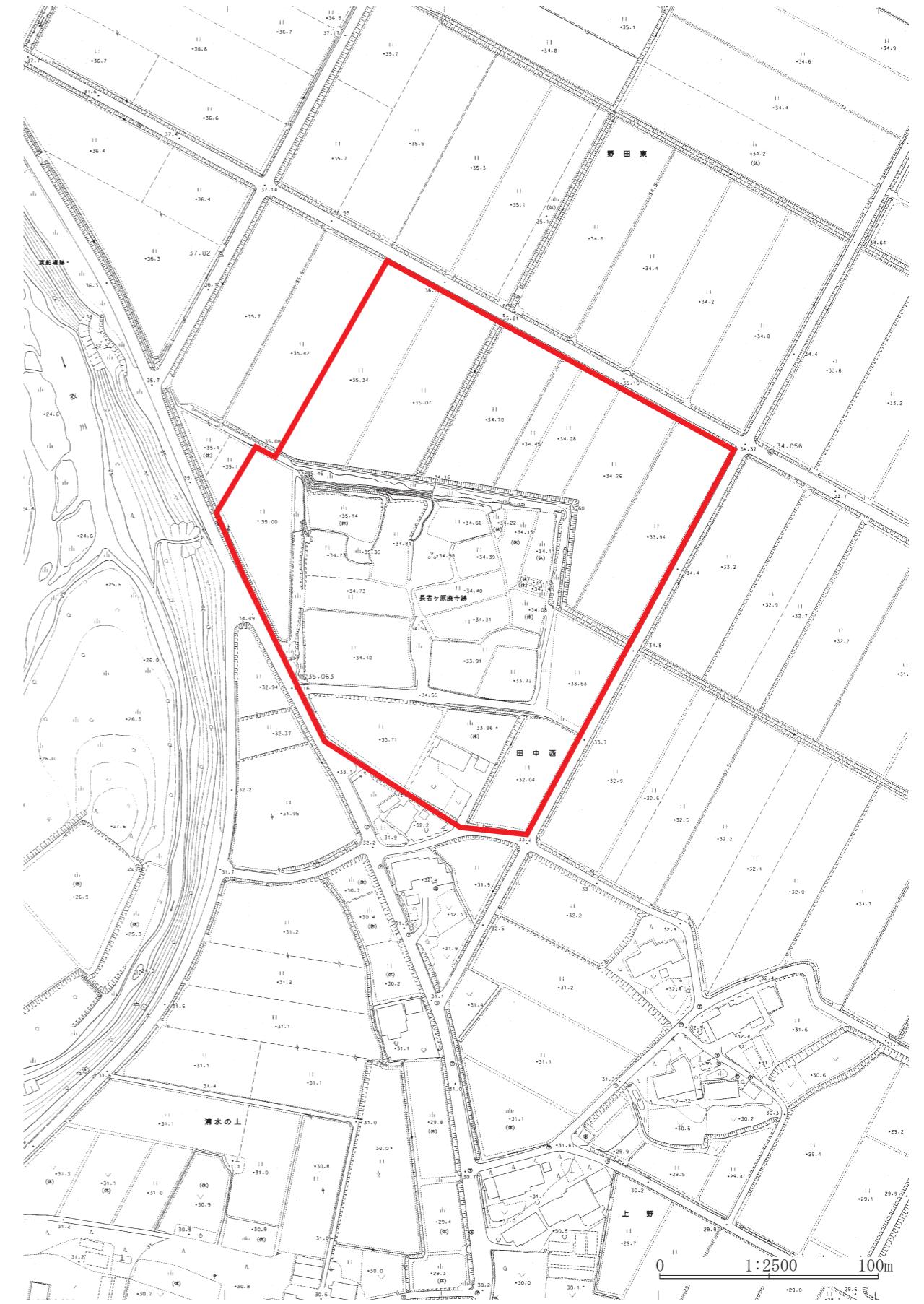
写真1 遺跡遠景(1) (直上より)



写真2 遺跡遠景(2) (東より)



写真3 遺跡近景 (直上より)



第4図 遺跡の範囲

II 調査に至る経緯

1 江戸時代の地誌等に見える長者ヶ原廃寺跡

下衣川地区に礎石を伴う遺跡が存在していたことは、すでに江戸時代には知られていたよう、当該期に編纂された地誌には、以下のようなことが記録されている。

『奥羽観蹟聞老志』 享保4年（1719）に完成した仙台藩の地誌で、著者は仙台藩の儒学者佐久間洞巖（義和）。仙台藩域の名所旧跡、神社、山・川、街道などが記されている。全20巻。

吉次居宅 衣川の北に在り。旧き礎がなお存す。吉次は奥州の大賈なり。往昔、京師に在りて、牛若丸と鞍馬寺にて会う。これを携えて東行するを約し平泉に至る。秀衡、相喜び、これを賞するに貸財および第宅をもってす。これはその遺祉なり。（原漢文）

『封内名蹟志』 仙台藩の佐藤信要が『奥羽観蹟聞老志』の誤りを訂正し、記事を簡潔にしたもの。寛保元年（1741）に完成し、江戸幕府に献じられている。全21巻。

吉次故宅 衣川の北に有、旧礎今猶存せり。吉次は奥州の大賈にして往昔京師に有し日、牛若丸に鞍馬寺にて面会し、潜かに東行を約して奥州に伴い来り秀衡に謁せしむ。秀衡大いに喜び、是を称して第宅を此所にて与ふ。是其旧宅の遺祉なり。

『平泉旧蹟志』 仙台藩医だった相原友直が、宝暦10年（1763）、平泉の僧侶や村の古の口碑を採集し、一書にまとめたもの。全1巻。

吉次屋敷跡 下衣川村に在り。衣川の北なり。門家等の旧礎猶あり。金商人三条吉次信高一説に孝春が屋敷趾なり。又今の一ノ関・山ノ目の間にも吉次屋敷の蹟あり。

『風土記御用書出』 いわゆる「安永風土記」の一部で、仙台藩がすべての村に命じて、田や畠の収穫高・人口・家屋数・牛馬の頭数や名所・旧跡の概要を報告させたもの。下衣川分は安永6年（1777）年の調査によるもの。

吉次屋敷跡 《南北四拾八間／東西五拾五間》 金壳吉次と申す者の住居の由申し伝え候。唯今ニ礎石数多くこれ在り。野形に罷り成り居り候事。 《 》内は双行。

『東遊記』 京都の医者橋南谿が、天明5～6年（1785～86）に医者としての見聞を広めるために旅した東北・北陸地方の様子を寛政7年（1795）にまとめたもの。全7巻。

又中尊寺の鎮守白山宮のうしろより少し西へ行けば物見の亭の古跡あり。此所より見おろし宣し。向うに見ゆる山を陣場張山と云ふ、二つの地名となれり。是は頼義・義家、貞任・宗任追伐の時、陣を張れる所と云ふ。又それより手前に見ゆる野を長者が原と云ふ。金壳吉次信高が屋舗の趾と、今に郭石少し残れり。

このように江戸時代の地誌は、下衣川地区に存在した礎石建物群を『義經記』に登場する、伝承上の商人“金壳り吉次”的居宅の跡と伝えている。また、現在の遺跡名のもととなった地名「長者ヶ原」が少なくとも18世紀後半にまでさかのぼることも確認される。これらの地誌は、現地調査をふまえて作成されたものであるから、少なくとも18世紀の下衣川地区にはこの遺跡の地に“金壳り吉次”が住んでいたという伝承があったことになる。

“金壳り吉次”が実在する人物ではなく、また遺跡の発掘調査が進んだ今では、これらの礎石建物群を12世紀の邸宅跡とすることはできない。ただ、だからといってこれを単なる民衆の口碑として退けるのも誤りであろう。今後は、この遺跡がなぜ“金壳り吉次”と結びつけられるようになったのか、全国に残された“金壳り吉次”伝承の中に位置づけながら検討を加えていくべきと思われる。その成果は、この遺跡の性格がいかなるものだったのかを明らかにすることに資するものと考えられる。

2 発掘調査の経過

前項で述べたように、すでに近世においては下衣川地区におけるこの遺跡が伝承上の人物“金壳り吉次”的屋敷跡とされていたわけだが、その後、明治時代以降に執筆・編纂された地誌、例えば『衣川の古蹟』（千葉孫左衛門、明治10年<1877>ごろ）、『衣川誌』（梅尾禪牛力、明治30年<1897>ごろ）、『衣川村誌』（菅川臨、大正14年<1924>）などにおいても踏襲されている。

戦後になると、それまで遺跡の性格が伝承のみから語られてきたことから、遺跡そのものに対する調査が実施されるようになり、これまで15回※におよぶ調査が行われている。これらの調査は、岩手県教育委員会、岩手県立博物館、衣川村教育委員会、奥州市世界遺産登録推進室と複数の機関により実施されている。そこで、これらの調査成果を俯瞰するためにこれらを概要しておくこととする。

なお、文末の書名は当該調査の報告書名である。

第0次調査 昭和25年（1950）、遺跡の保護を目的に概要を確認するために岩手県教育委員会によって実施された。礎石の配列、建物の配置、中尊寺との関連などから、平泉藤原氏関連の寺院跡とした。また、この調査にあたり、初めて遺跡名が「長者ヶ原廃寺跡」と命名される。また、この調査により、昭和26年12月15日に岩手県教育委員会が史跡の仮指定をしている（岩手県教育委員会告示第55号）。『文化財調査報告書』第1輯（岩手県教委 1951年）

第1次調査 昭和32年7月に、岩手県指定史跡に指定された後、遺跡周辺で耕地の区画整理が計画されたため、事前に遺跡の内容をさらに確認することを目的に、昭和33年、岩手県教育委員会によって実施された。礎石建物跡、土壙、堀など主要な遺構が精査された。本堂跡（遺構名称は当時のもの。以下同じ）・西方塔跡・南門跡の礎石の位置、本堂跡基壇南面に石列があったこと、四周土壙の外側に堀が巡っていたことが確認された。『長者ヶ原廃寺跡・胆沢城跡』（文化財調査報告第6集 岩手県教委 1959年）

第2次調査 昭和47年、耕地の区画整理が実施されるにあたり、遺構の有無を確認するために、主に四周土壙の外側を対象にして、衣川村教育委員会によって実施された。北辺土壙の外側に巡る堀が途中で途切れていることを確認し、北門の存在を予想している。また、出土した土器から遺跡の年代を10～11世紀に位置づけている。『長者ヶ原発掘調査報告書』（衣川村教育委員会 1972年）

第3次調査 平成14年（2002）、岩手県立博物館が「衣川流域における古代末期遺跡の調査」の一環として、遺跡の存続年代と土壙外側の関連遺構の有無を確認するために実施した。北辺および西辺土壙の外側が調査されたが、遺跡に関連する施設の存在は確認されなかった。『衣川流域における古代末期遺跡調査報告書』（岩手県立博物館調査研究報告書第21冊 岩手県立博物館 2006年）

第4次調査 平成15年、国史跡指定に向けて遺跡の内容を確認するために岩手県・衣川村両教育委員会によって実施された。北辺土壙の外側に巡る溝の幅と深さや東辺土壙に開口部があること、西建物跡に心礎がないことが確認された。『長者ヶ原廃寺跡発掘調査報告書－第6次調査－』（衣川村教委 2005年）

第5次調査 平成15年、本堂跡基壇の構造と礎石の原位置の確認のために岩手県立博物館により実施された。本堂跡基壇が第4次調査で確認された土壙造成土と同じであることを確認するとともに、基壇直下から十和田a降下火山灰が検出された。また、土壙の内側には堀が巡っていないことが確認された。『衣川流域における古代末期遺跡調査報告書』（岩手県立博物館調査研究報告書第21冊 岩手県立博物館 2006年）

第6次調査 平成16年、本堂跡の基壇の構造、土壙内の以降の分布を確認するために、衣川村教育委員会により実施された。本堂跡基壇の造成方法が、北側と南側とででは異なっていることが確

認された。また、南東隅の包含層から 10 世紀末～11 世紀初頭の土器が出土している。『長者ヶ原廃寺跡発掘調査報告書－第 6 次調査－』（衣川村教委 2005 年）

第 7 次調査 平成 16 年、西建物跡の基壇の構築と礎石の据え方を明らかにするために、岩手県立博物館により実施された。西建物跡の基壇が本堂のそれと同様の工法によって構築されたこと、原位置から動いている礎石は現代になってから移動したこと、方三間の建物であることが確認された。

『衣川流域における古代末期遺跡調査報告書』（岩手県立博物館調査研究報告書第 21 冊 岩手県立博物館 2006 年）

第 8 次調査 平成 17 年、土壙の構造を明らかにすること、土壙内の遺構分布を確認するために、衣川村教育委員会により実施された。土壙が版築工法にて構築されていることが確認され、囲繞施設が築地塀と判明した。また、これに先行する土坑より 10 世紀末～11 世紀前半に位置づけられる土器が出土して、遺跡の上限年代がほぼ確定された。第 8 次調査までの発掘成果により、平成 17 年 7 月 14 日に柳之御所・平泉遺跡群の一部として国史跡に指定されている（文部科学省告示第 106 号）。『長者ヶ原廃寺跡発掘調査報告書－第 8 次調査－』（衣川村教委 2006 年）

第 9 次調査 平成 18 年、南門跡の詳細データを確認するとともに、築地塀跡の構造をさらに明らかにするために、奥州市世界遺産登録推進室により実施された。これにより、南門が桁行 3 間・梁行 2 間の側柱礎石建物であることが確定し、築地塀の基底幅や造営単位がほぼ判明した。『長者ヶ原廃寺跡発掘調査報告書－第 9 次調査－』（奥州市 2007 年）

第 10 次調査 平成 19 年、西辺築地塀が開口しているかどうか、北辺築地塀の規模と方向を確認するため、奥州市世界遺産登録推進室により実施された。これにより、西辺築地塀跡のほぼ中央が開口していることが判明した。『長者ヶ原廃寺跡発掘調査報告書－第 10 次調査－』（奥州市 2008 年）

第 11 次調査 平成 20 年、第 2 次調査時に想定されていた北門跡の有無と東辺築地塀跡の規模と方向を確認するために奥州市世界遺産登録推進室により実施された。これにより、北辺築地塀跡のほぼ中央が開口していることが判明した。『長者ヶ原廃寺跡発掘調査報告書－第 11 次調査－』（奥州市 2009 年）

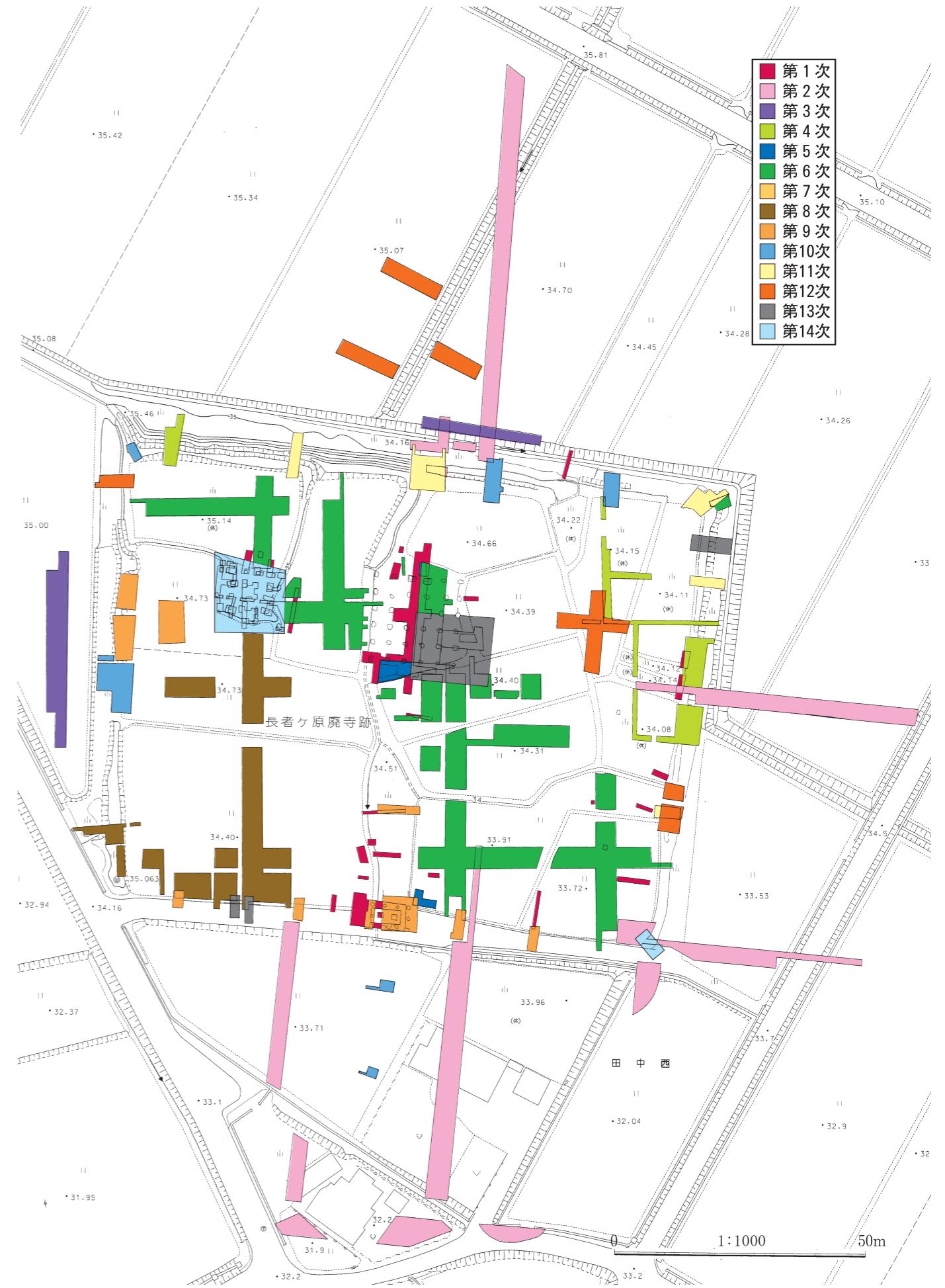
第 12 次調査 平成 21 年、西辺堀跡の規模と堆積状況、東辺築地塀跡の規模と方向、本堂跡の空閑地での建物の有無を確認するために奥州市世界遺産登録推進室により実施された。これにより、西辺堀跡は寺院が機能している時点では水が張られていなかったこと、東辺築地塀の一部は補修されていること、本堂跡の東と北辺築地塀の北側に建物が存在しないことを確認した。『長者ヶ原廃寺跡発掘調査報告書－第 12 次調査－』（奥州市 2010 年）

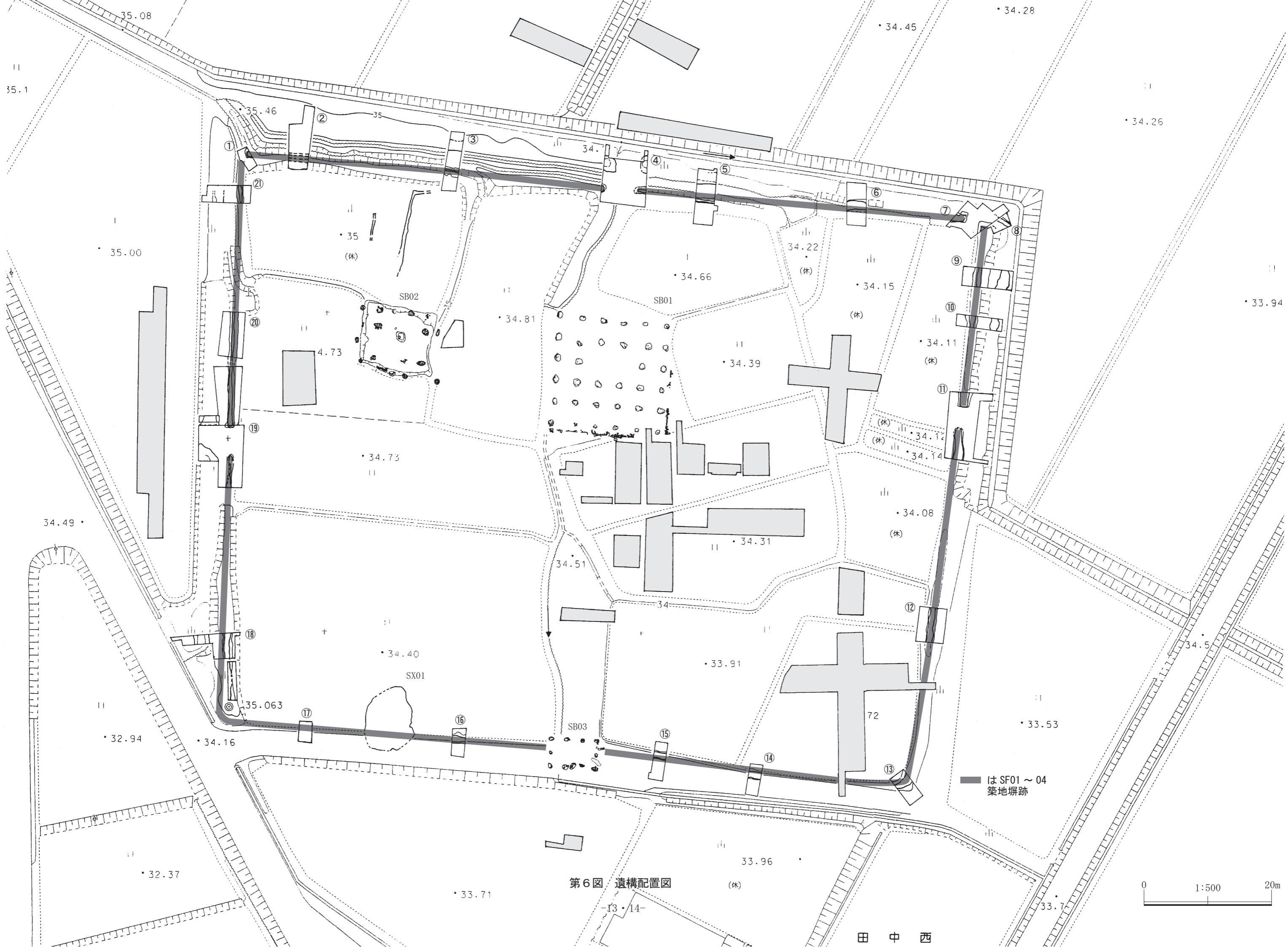
第 13 次調査 平成 21 年、本堂跡基壇の規模を確認すること、第 8 次調査で検出された S X01 土坑の規模を確認するために奥州市世界遺産登録推進室により実施された。これにより、それまで南面でしか確認されていなかった本堂の基壇側外装が東面でも検出し、基壇の規模をより高い可能性で推定することができた。『長者ヶ原廃寺跡発掘調査報告書－第 13 次調査－』（奥州市 2011 年）

第 14 次調査 平成 22 年、西建物跡基壇の規模と築地塀跡の南東隅を確認するために、奥州市世界遺産登録推進室により実施された（奥州市 2011）。これにより、S B02 磂石建物跡の基壇の規模が確定し、築地塀跡の屈曲部分を初めて確認することができた。『長者ヶ原廃寺跡発掘調査報告書－第 14 次調査－』（奥州市 2012 年）

※昭和 25 年に実施された岩手県教育委員会による調査は、これまでの発掘調査報告書では次数に数えられていない。

しかし、表面調査とはいって、礎石同士の間隔や土壙の規模、建物軸の傾きを計測するなどしていることから、それ以降の発掘を伴う一連の調査と一体的に捉えるべきと考え、これを第 0 次調査として扱う。





第6図 遺構配